

平成29年度
大阪労働局における重点対策
事項に係る取組状況

資料目次

- (1) 雇用環境・均等の分野…………… (1～8頁)
- (2) 労働基準の分野…………… (9～25頁)
- (3) 職業安定の分野…………… (26～31頁)
- (4) 需給調整事業の分野…………… (32～33頁)
- (5) 労働保険適用徴収の分野…………… (34頁)

大阪働き方改革推進会議の取組

平成28年10月31日に開催した第2回大阪働き方改革推進会議において策定した具体的な取組の進め方を示したロードマップを含む基本方針に基づき、働き方改革の取組を推進しています。また、年2回開催している大阪働き方改革推進会議において基本方針・ロードマップの進捗状況を取りまとめ、労働局ホームページにおいて周知しています。

大阪働き方改革推進会議

「第4回働き方改革推進会議」を開催

- ◆大阪府をはじめとする地方公共団体、労使団体、金融機関が参画して、大阪働き方改革にかかる基本方針・ロードマップの進捗状況を確認
- ◆会議後半には活発な意見交換



◆平成29年10月25日 開催！

「介護労働に関する作業部会」(P26)

- ◆賃金制度等に関して成果・課題などを検討
- ◆部会の成果を普及するため事業主向けセミナーを開催
- ◆12月から1月にかけて、セミナーを6回開催



5,000名超の学生等へ「労働法制セミナー」を実施！(P5)



【実施状況】
(平成30年1月末現在)
参加者数
5,090名
(対前年同期比
48.5%増)

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」(P12) ~近畿運輸局と連携~

- ◆平成29年10月12日第6回開催時に、問題点・課題の解決に向けたパイロット事業による実証実験について議論

「OSAKA輝(キラリ)塾」を開催！(P7)

- ◆大阪府等と共催し、平成29年11月22日に開催。女性活躍の推進・普及を担う、「女性活躍推進のリーダー」を養成！



「外国人留学生就職面接会2017」(P31)



- ◆平成29年11月15日開催！
参加企業 63社
参加者 462名

- ◆平成30年6月に近畿ブロック外国人留学生就職支援フェスタ2018を開催予定

障害者雇用に関する事業主指導ローラー作戦実施中！(平成30年5月末まで)

留学生を対象とした「就労型インターンシップ」モデル事業

- ◆平成30年2月から3月にかけて実施！

大阪働き方改革に関する情報発信

働き方改革を推進する上では、さまざまな機会を捉え周知・広報を積極的に行うことが重要です。このため、セミナー等を通じて働き方改革の内容や考え方等を周知するとともに、助成金制度等を活用した取組への支援を行っています。また、より多くの企業に周知・広報の取組を広げるため、使用者側に限らず、労働者や地方自治体、大学とも、積極的に連携を図っています。

中小企業・小規模事業者への周知及び支援

働き方改革の推進を図るためには、雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者において、着実かつ前向きに取り組んでいただくことが重要です。

人手不足感が強い中小企業等においては、「魅力ある職場づくり」がその解消につながることから、平成29年10月、11月を中心に、中小企業・小規模事業者を対象としたセミナーを開催し、「働き方改革に関連する国の支援策の説明や情報提供」を行った。



11/17講演
「女性活躍と働き方改革ははじめの一歩～中小企業への支援策について～」

業務改善助成金を活用した中小企業等への賃金引き上げの支援

- 生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)」の引き上げを図ります。
- 平成29年12月25日以降、大阪府内の対象事業場について、これまでの「60円以上賃金引き上げコース」に加え、**30円・40円引き上げコースも適用拡大**。



大阪労使会議「働き方改革シンポジウム」

働き方改革シンポジウムに パネラーとして参加

「実効性のある働き方改革の実現に向けて」パネルディスカッションが行われ、関経連、連合、大阪府などと共に同一労働同一賃金や長時間労働の是正等について意見交換を行った。



「働き方改革」を地域から発信

ものづくり企業が元気になる コラボイベントを継続開催！！

平成29年11月八尾市コラボ・ミーティング開催

東大阪市での6月開催に続き、「人材確保や生産性向上に向けたセミナー」及び「地元の企業経営者、自治体、大学等とコラボしたミーティング」を開催。

さらに、ハローワーク布施が**学生目線の働き方改革**として、**大学生が中小企業の課題やその解決策等を探るフィールドワーク事業を実施**。その中間発表を行った。なお、フィールドワーク事業については、**第20回八尾シンポジウム(平成30年2月17日開催)の第2部として、学生から最終発表を行った。**

大学生からの発表内容

- ・テレビ会議など最先端の設備を導入していて驚いた
- ・地域の人に会社を知ってもらうためには、工場見学が効果的 等



金融機関との連携

地域の中小企業・小規模事業者と密接に関わりがある金融機関との連携は、企業の働き方改革、労働生産性向上に向けた取組促進の効果が期待されま
す。金融機関と連携して、助成金制度の活用の周知など、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者を支援する取組を行います。さらに、労働局職員に
対して中小企業・小規模事業者における「働き方改革」についての受け止め方等に関する研修を実施するなど、大阪の働き方改革を推進していきます。

金融機関が主催するシンポジウムへの参加

**池田泉州銀行主催「ビジネス・エンカレッジ・フェア2017」
エンカレッジ・シンポジウム（平成29年11月8日）に
労働局長がパネラーとして参加**

※フェアについては、2日間開催され、述べ1万人が来場

日時：平成29年11月8日（水）

場所：大阪商工会議所国際会議ホール（参加者：約600名）

テーマ：関西のビジネスはまだまだおもしろくなる

人手不足解消の取組として、

労働環境の改善による魅力ある職場づくり

女性・高齢者等が長く活躍できる職場づくり などの

「働き方改革」に取り組むことの重要性を発信！



「中小企業における「働き方改革」に関する勉強会」の開催

- 大阪信用金庫のシンクタンク機関職員を講師に招き、労働局職員に対する勉強会を開催。
- シンクタンク機関が実施した、中小企業・小規模事業者における「働き方改革」の受け止め方、取組例、課題等に関するアンケートの結果報告及び意見交換を実施。



同幹部職員 40名受講

金融機関と連携した助成金個別相談会の開催



- 金融機関が開催した助成金セミナー参加企業の中で、助成金の活用に関心の高い企業に対して、労働局の担当者が金融機関に出向くなどして個別相談会を3回開催。
- 助成金等のリーフレットも配置して来場者への周知も実施。

【個別相談を受けた助成金】

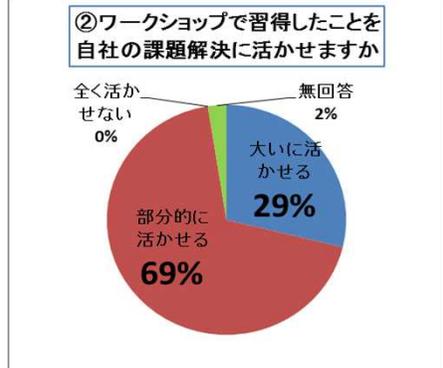
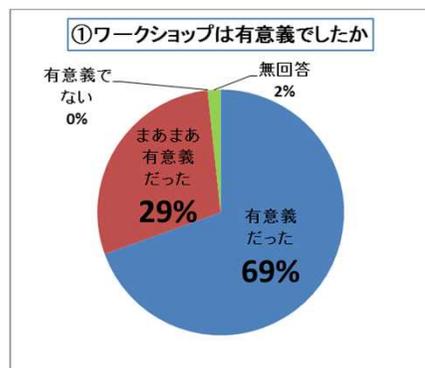
キャリアアップ助成金、業務改善助成金、両立支援等助成金

過重労働の解消のための働き方・休み方の改善の促進 (ワークショップによる取組)

○働き方・休み方の改善の取組手法として、ワークショップ（体験参加型の講習会）を開催。参加後、各企業において社内で話し合いを重ねアクションプラン（取組プラン）を作成。実行・分析を行った上、改善レポート（取組状況の報告）の提出をひとつのステップとして、その後も取組を進めていく。

**平成29年度中 ワークショップ9回開催
(86社 124名参加)**

【平成29年度ワークショップ参加企業のアンケート結果から】



【参加者の声】

- 改めて時間外労働削減等に取組む必要性を感じた。労働時間等設定改善助成金を活用して業務効率化を検討したい。
- WS参加後、突発的なクレーム処理等で年休取得率が70.5%→47.3%まで下がってしまった。WSで取得した手法を活用し、76.7%まで取得率を高めたことで、やればできるということを実感した。
- 目標を持って取り組むことの重要性がわかった。WLBについて時間をじっくりかけて考える機会がなかったので、頭の中を整理することができた。

労働時間等の設定改善に向けた取組の促進 (職場意識改善助成金の活用)

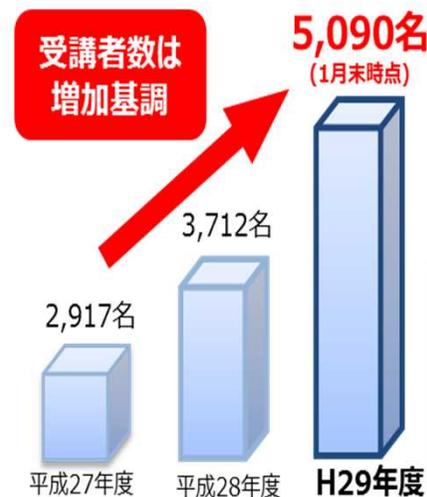
○労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応した、より良いものとしていくための支援策「職場意識改善助成金」に、平成29年度は「勤務間インターバル導入コース」が新設。

【平成29年度申請状況】

勤務間インターバル導入コース：122件
職場環境改善コース：15件（前年比 7.5倍）

大学生等を対象とした労働法制セミナーの実施

○これから社会に出て働く学生・生徒等を対象に、労働法に関するセミナーを実施。



《受講者の声》

- 会社が労働基準法等を遵守することは大切ですが、一方で、働く側も正しいルールを知ることが大事だと感じました。
- このセミナーをきっかけに働くことについて自らもっと調べ、自分の身を守れるようになりたいと思いました。

無期転換ルールの周知と高齢者の特例

【無期転換ルールの周知・徹底】

・平成30年4月から本格適用が始まる、労働契約法第18条に基づく「無期転換ルール」について、有期契約労働者の円滑な無期転換が進むよう、労使双方に対してあらゆる機会を捉えて周知・啓発を実施した。

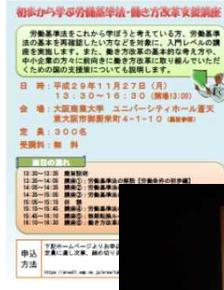
○無期転換ルールと継続雇用の高齢者の特例、キャリアアップ助成金の説明の実施

平成29年4月以降、延べ**34回**説明を実施 (平成30年1月末現在)

・主な局主催セミナー等

- 4月19日『労働契約セミナー』
- 5月22日『有期雇用の無期転換から始める「働き方改革」』
- 9月19日『無期転換ルールと改正育児・介護休業法セミナー』
- 11月27日『初歩から学ぶ労働基準法・働き方改革支援講座』

・その他、当局主催のセミナーや各種団体の会合等の場において説明を実施。



○新聞、広報誌等への記事の掲載等

- ・だいしんNOW 2018年1月号に記事掲載。
- ・産経新聞 産経WORKING PLESS VOI.46に記事掲載 (11月19日)
- ・生活情報誌「リビング」(サンケイリビング新聞社発行)の「くらの予習」コーナーに記事掲載 (9月9日)。
- ・就職情報誌「Workin ぱど」に記事掲載。
- ・府下地方自治体、関係団体・機関等に周知の協力を要請。
- ・労働者向けのリーフレットを作成し、府内図書館及び府内の主要施設に配架を依頼。



【相談への対応】

○「無期転換ルール特別相談窓口」の設置

○「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」の開設

・9月から、指導課に特別相談窓口を設置。
2月13日からは、全国统一番号の相談ダイヤルを開設し、労使からの相談に対応。

・有期契約労働者等から、無期転換ルールの適用を避ける目的の雇止め事案等の相談や情報を把握した場合、積極的に企業に啓発指導を実施。

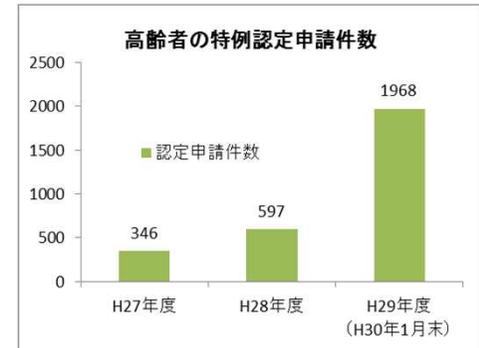
・個別労働関係紛争解決促進法に基づく援助の申出がなされた場合は、労働局長の助言・指導を行った。

・企業からの、無期転換に係る企業の対応、継続雇用の高齢者の特例等への問い合わせに対し、円滑な運用が図られるようアドバイスを行った。



【継続雇用の高齢者に関する特例】

有期雇用特別措置法により、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられており、この認定申請が急増したことから、処理体制を強化し、審査に当たっている。



女性の活躍推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成30年1月末現在
1,582社（うち300人以下 130社）＜届出率 99.6%＞

【えるぼし認定企業数】

- ・取組の実施状況が優良な事業主は、申請することにより厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができる。
- ・認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階。

平成30年1月末現在
36社（うち300人以下 4社）
3段階目 26社
2段階目 9社
1段階目 1社



女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」

【大阪府等との連携】

- ・企業が主体となって女性を部下に持つ管理職の意識啓発や、女性リーダーの育成研修等を行うことの重要。このため、大阪府等と連携して、職場における「女性活躍」の推進・普及を担う「女性活躍推進のリーダー」を養成する「OS AKA輝（キラリ）塾」を共催するなど、関係機関等と連携した女性の活躍推進の取組を行っている。



《11/22 OSAKAキラリ塾》

【公共調達における加点評価】

- ・各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業などを加点評価するよう定められており、そのメリットを企業に周知し、認定申請を促した。

次世代育成支援対策の推進

【一般事業主行動計画策定届届出企業数】

平成30年1月末現在
5,107社（うち100人以下 1,566社）＜届出率 97.6%＞

【くるみん認定企業数】

- ・行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。
- ・さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の基準を満たすと特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができる。

平成30年1月末現在
156社（うちプラチナくるみん認定企業 6社）



ハラスメント防止対策

【ハラスメント撲滅キャラバン】

- ・厚生労働省では、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」と銘打ち、事業主等を対象とした説明会の開催等の取組を実施。
- ・大阪労働局においても、平成29年9月1日～12月28日までの期間、ハラスメント特別相談窓口を設置。また、11月28日に、大阪弁護士会と共催し「ハラスメントのない職場づくりのためのセミナー」を開催。法で定められているハラスメント防止措置の内容、メンタルヘルス対策について説明。さらに弁護士2名を講師に迎え、パワハラを含めた総合的なハラスメント対策について、判例等を紹介しながら講演を行った。



【労働相談の充実のための取組】

雇用環境・均等の分野

労働相談件数

平成29年度 (1月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
94,727 件	119,651 件	110,418 件	114,809 件

29年度(1月末現在)の労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は35,308件(37.3%)。

民事上の個別労働相談件数(左記「労働相談件数」の内訳件数)

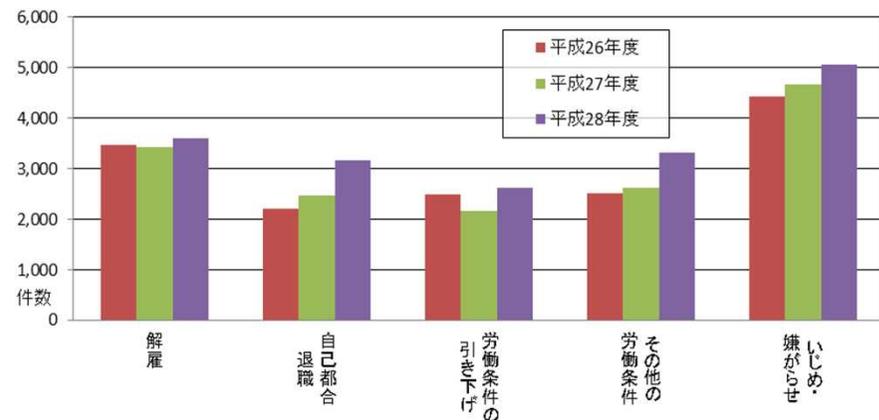
平成29年度 (1月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
16,791 件	21,368 件	19,183 件	19,329 件

29年度(1月末現在)の個別労働相談件数のうち、事業主からの相談件数は1,475件(8.8%)。

男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム労働法に係る相談状況(上記「労働相談件数」の内訳件数)

	平成29年度 (1月末現在)
男女雇用機会均等法に係る相談	1,208件
うち妊娠・出産等を理由とする 不利益取扱い	300件
育児・介護休業法に係る相談	6,434件
うち育児休業等に係る不利益取扱い	523件
パートタイム労働法に係る相談	89件

民事上の個別労働相談内容の内訳(上位5)



(1人の相談につき複数件計上あり)

労働局長の助言・指導の運用状況(受付件数)

平成29年度 (1月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
548 件	602 件	657 件	708 件

平成28年度に助言・指導を実施した596件のうち、238件(39.9%)が解決した。

紛争調整委員会によるあっせんの運用状況(受理件数)

平成29年度 (1月末現在)	平成28年度	平成27年度	平成26年度
276 件	384 件	408 件	393 件

平成28年度に手続きを終了したあっせん381件のうち、合意成立件数は146件(38.3%)であった。

大阪労働局における過労死等とその防止対策の現状

脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況

脳・心臓疾患補償に係る補償状況		全国（年度）			大阪（年度）			
		H26	H27	H28	H26	H27	H28	H29 (9月末時点)
件数 全体	請求	763	795	825	83	86	83	61
	決定	637	671	680	72	76	76	45
	支給	277	251	260	24	20	25	8
うち 死亡	請求	242	283	261	15	29	18	8
	決定	245	246	253	17	20	25	6
	支給	121	96	107	8	3	10	1

精神障害に係る補償状況		全国（年度）			大阪（年度）			
		H26	H27	H28	H26	H27	H28	H29 (9月末時点)
件数 全体	請求	1,456	1,515	1,586	137	146	144	93
	決定	1,307	1,306	1,355	140	139	136	59
	支給	497	472	498	40	39	36	11
うち 自殺	請求	213	199	198	8	15	22	16
	決定	210	205	176	19	14	17	10
	支給	99	93	84	7	4	5	3

ストレスチェック制度の実施状況

- 事業場の83.9%がストレスチェックを実施
- 概ね全労働者が受検したのは、ストレスチェック実施事業場の半数
- 集団分析を行った事業場で職場の環境改善計画を策定したのは約1割にとどまる
- 約4割の事業場がストレスチェック以外の方法で高ストレス職場を把握

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導実施状況（平成28年度）

	実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項別事業場数		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計	1,788	1,164	752	102	229
	(100%)	(65.1%)	(42.1%)	(5.7%)	(12.8%)
違反率70%超業種	接客娯楽業	74	53	3	20
		(5.3%)			
製造業	284	215	155	26	51
		(15.9%)			
運輸交通業	364	263	189	7	45
		(20.4%)			
その他	1,045	612	127	17	33
		(58.4%)			

- 違法な時間外労働があったもののうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
 月80時間を超えるもの 582事業場(77.4%)
 うち、月100時間を超えるもの 383事業場(50.9%)
- 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため指導したもの 1,559事業場(87.2%)
- 労働時間の把握が不適正なため指導したもの 235事業場(13.1%)

長時間労働が行われている事業場に対する監督指導

長時間にわたる時間外労働の実行ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、重点的な監督指導を実施している。

🕒 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に係る監督指導

平成28年度	
監督件数	1,788 件
違反件数	1,164 件
違反率	65.1 %

平成29年度（4月～1月）	
監督実施	1,605 件
違反件数	1,098 件
違反率	68.4 %

過重労働撲滅特別対策班(通称：かとか)等による取組み

過重労働による健康被害の防止などを強化するため、「かとか」を中心に各労働基準監督署にて、違法な長時間労働、過重労働事案の中でも重大・悪質なものに対し、司法処分を含めて厳正に対処している。

< 「かとか」送検事例 >

平成29年4月25日、全国で広告、広報に関する企画及び制作等を行う大手広告代理店及び1名を、同社関西支社勤務の労働者1名に対し、違法な時間外労働を行わせたとして、労働基準法違反の容疑で大阪地方検察庁に書類送検したものを。

労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、平成28年2月1日から同年2月29日までの間、延べ6回にわたり、最大6時間の違法な時間外労働を行わせていた。

違法な長時間労働を許さない取組みの強化

☑️ 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底

- ① 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の遵守についての指導を実施。
- ② 同ガイドラインの周知に関し、年間55回の集団指導を実施予定（1月末現在44回実施）。

☑️ 長時間労働等に係る企業本社に対する指導

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業については、企業本社に対し、全社的な改善を図る指導を実施。

☑️ 是正指導段階での企業名公表制度の強化

違法な長時間労働が行われた企業について、その事実を公表してきたが、過労死等事案も要件に含めるなど公表要件を拡大。

☑️ 36協定未締結事業場に対する監督指導

36協定未締結事業場に対して、監督指導を実施。

過重労働解消キャンペーン

厚生労働省では、11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進した。大阪労働局においても、重点監督や使用者団体・労働組合への協力要請等、各種施策の集中的な取組を実施した。

過重労働解消キャンペーン期間中の取組

重点監督の実施

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を対象に、重点監督を実施。

労使の主体的な取組の促進

10月25日（水）に、大阪労働局長から、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、日本労働組合総連合会大阪府連合会に対し、長時間労働の削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組の要請を実施。

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

大阪労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介。

<ベストプラクティス企業> 聴取内容
★**ココヨ株式会社**

- 効率的な職場環境（ライブオフィス）の実践
- 労働時間の柔軟化（フレックスタイム制のコアタイム廃止）
- 勤務時間の柔軟化（在宅勤務対象者の拡大、テレワークテイの取組、共有スケジューラーの活用）・・・等々

セミナー等による周知・啓発

- ① 過労死等防止対策推進シンポジウム（平成29年11月2日／約250名来場）
- ② 過重労働解消のためのセミナー（平成29年9月13日・10月26日・11月6日・12月1日／各回約100名来場）

過重労働解消相談ダイヤル

10月28日（土）に、労働基準監督官がフリーダイヤルで電話相談を受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を全国主要都市で実施。

全国で367件、近畿（2府4県）では38件の電話相談を受けた。相談内容としては、長時間労働・過重労働(34.2%)や賃金不払い残業(26.3%)に関する相談が多くを占めた。

→平成28年度 重点監督の実施結果（実施期間：平成28年11月1日～11月30日）

	全国	大阪
監督実施件数	7,014	354
違反率	67.2%	66.7%

※平成29年度の実施結果は3月中に発表予定です。

主要事項での違反率	全国	大阪
違法な時間外労働があったもの	39.5%	39.3%
うち月100時間を超えるもの	43.1%	50.4%
賃金不払残業があったもの	6.5%	5.9%
健康障害防止措置が未実施のもの	10.4%	9.9%

→ベストプラクティス企業への職場訪問の様子



ココヨ（株）口村統括部長（右手前）から説明を受ける田畑労働局長（左手前）

ココヨ（株）「職場改善活動支援チーム」の案内でライブオフィスを視察



→過重労働解消相談ダイヤルの取組の様子



実施に先立ち、広報を行い周知

トラック運転者の過労運転防止等のための取組

☑トラック運送事業における過労運転防止等のための協力要請

大阪労働局ほか近畿2府4県の労働局及び近畿運輸局は、平成18年度からトラック運送事業における過労運転防止及び労働災害防止のため、発注条件等への配慮について、荷主関係団体に対する協力要請を行ってきた。

平成29年度についても、同年11月20日に貨物運送業務を発注する57荷主団体に対して、発注条件への配慮について協力要請を行った。

☑「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」の開催

過労運転による交通事故の発生等、長時間労働の実態が問題視されるトラック運送業において、取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するため、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会(トラック協議会)」を開催し、運送業者、荷主、行政等の関係者が一体となって実態の把握及び具体的な環境整備を図る。

→パイロット事業による実証実験

トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団を対象として実証実験を実施する。年3回程度参集し、行政から派遣されるアドバイザー等とともに課題の抽出、改善点の検討等を行い、さらにそれらを実践、検証する。

平成29年度開催状況

→第5回 開催日：平成29年6月26日
議 題：平成28年度パイロット事業の結果及び平成29年度同事業の実施について等

→第6回 開催日：平成29年10月12日
議 題：トラック運送業の適正な運賃・料金の收受にむけた取組について等

… 第7回を平成30年3月19日に実施予定。



トラック協議会の様子

パイロット事業対象集団



貸切バス運転者の過労運転防止等のための取組

☑【全国初】貸切バス運転者の過労運転防止等のための協力要請及び意見交換会

貸切バス運転者の労働条件については、過密な旅行行程や貸切バス事業者が顧客である旅行業者の要望を拒否しづらい立場にあるため、平成29年6月14日に大阪労働局及び近畿運輸局から、旅行業界団体(3団体)及びバス事業者団体(1団体)へ貸切バス事業者に対する運賃及び過労運転防止への配慮について協力要請及び意見交換会を行った。



労働局長と旅行業界団体等との意見交換会の様子

☑「バス運転者の過労運転を防止するための旅行業者への関係法令セミナー」の開催

バス運転者においては、他業種と比較して長時間労働の実態が認められ、過労運転によって発生する交通事故は社会的な影響が大きい。これは、過密な旅行行程にも一因があるが、貸切バス事業者は顧客である旅行業者の要望を拒否しづらい立場にあるとも考えられる。

そこで、大阪労働局及び近畿運輸局合同で、旅行業者に貸切バス運転者の過労運転防止のために、発注条件等への配慮を促すことを目的として、労働関係法令や貸切バスの運賃・料金制度等に関するセミナーを開催した。

セミナー

- 平成29年10月3日
- 主に大阪府内大手24業者 31人参加
- 大阪地方合同庁舎第4号館にて開催

メンタルヘルス対策の推進

- ◆目標
ストレスチェック制度を踏まえたメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とします。

◆ストレスチェック制度の導入、施策の基本方針

- ストレスチェック制度の実施率の向上
 - ・ 集団分析結果を活用した職場環境改善や組織活性化の取組
 - ・ 高ストレス者の面接指導受検率を向上させるため、メンタルヘルス不調の未然防止になるなど理解を深める
- 積極的な周知の展開
 - ・ 説明会等の開催
 - ・ 窓口での直接指導（実施状況の確認、文書による勧奨）
- 効果的な指導の実施
 - ・ 50人以上の事業場（未実施の場合等の文書指導）
 - ・ 50人未満の事業場（助成金等の情報提供）

◆ストレスチェック制度の具体的取組

- 「大阪・職場の健康づくりフォーラム」の開催
 - ・ 平成29年10月3日 ・ 450人参加
 - ・ ドーンセンターにて開催
 - ・ 事例発表：アサヒビール(株)吹田工場の産業医の大阪大学大学院 医学系研究科血液・腫瘍内科学 准教授医学博士 柴山浩彦氏
 - ・ 特別講演：ストレスチェック制度の検討会の委員の産業医科大学 作業関連疾患予防学研究室 岩崎明夫氏
「集団分析の活用方法と高ストレス者への面接指導のあり方」について講演
- ストレスチェック制度説明会の開催（大阪産業保健総合支援センターと共催）
 - ・ 「職場のメンタルヘルス対策セミナー」 5月29日、6月20日、8月9日、9月15日 4回開催
 - ・ 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援のための研修会」 7月7日、8月7日、9月1日 3回開催
- 個別指導時における指導状況
 - ・ チェックリストを活用した指導
「心の健康づくり計画」の策定、職場環境等の把握と改善、パワーハラスメントの再発防止対策など



申告・相談への対応

大阪労働局及び管下の労働基準監督署の窓口における申告・相談に対して、丁寧に対応するとともに、長時間労働や賃金不払い等の法違反が疑われる事案については、優先的に監督指導等を実施している。

電話や投書、メールでの情報提供についても、内容や状況を踏まえて的確に対応している。

平成29年 申告受理件数：2,408件（前年同期2,511件より4.1%減）

平成29年 相談件数：109,522件（前年同期111,760件より2.0%減）

労働者からの申告に基づき実施する監督

→申告監督件数の推移

	H27年	H28年	H29年
申告監督実施件数	2,205	2,083	1,972
うち違反件数	1,529	1,483	1,353
違反率	69.3%	71.2%	68.6%

→主な違反事項・違反率 (H29年)

	違反率
賃金不払	23.7%
割増賃金	25.3%
解雇予告	10.9%

監督指導の実施状況

労働者の労働条件の確保・改善を推進するために事業場等に対する監督指導を実施し、労働基準関係法令の違反について、是正するよう指導している。

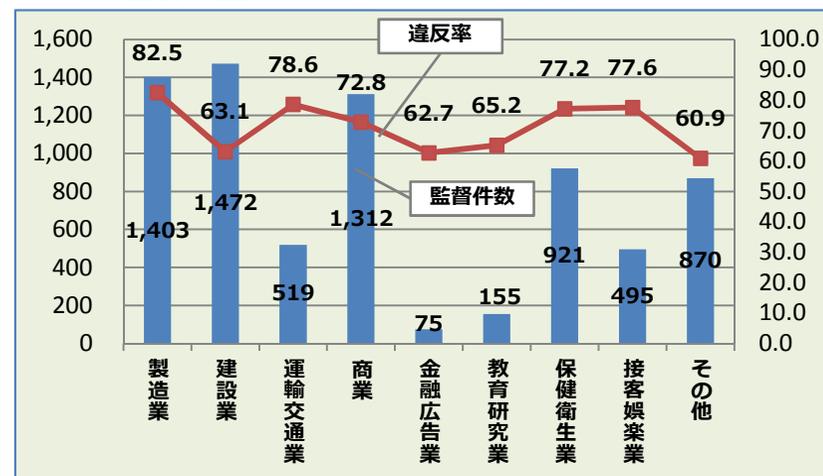
→監督指導件数の推移

	H27年	H28年	H29年 速報値
監督指導実施件数	6,257	6,526	7,222
うち違反件数	4,700	4,642	5,222
違反率	75.1%	71.1%	72.3%

→主な違反事項・違反率 (H28年)

労働基準法		労働安全衛生法	
労働時間	30.7%	定期健康診断	17.0%
割増賃金	20.0%	作業主任者	4.0%
労働条件明示	14.7%	定期自主検査	3.8%
就業規則	12.8%	安全管理体制	2.5%

→業種別の監督指導実施状況 (H29年)



※ 申告監督及び再監督(是正状況を確認するために再び実施する監督)を除く。

司法処分の実施状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分により厳正に対処し、同種事案の発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表する。

なお、当局の送検件数は、平成25年以降全国1位となっている。

→送検件数の推移

5年連続
1位

		H27年	H28年	H29年
労働基準法等違反	定期賃金の不払い	16	12	10
	解雇	0	2	1
	賃金不払い残業	6	5	2
	労働時間・休日等	18	18	12
	その他	9	3	5
	計	49	40	30
労働安全衛生法違反	機械等危険防止	9	12	9
	作業主任者の選任等	9	1	2
	墜落等危険防止	4	9	9
	労災かくし	7	9	7
	就業制限	3	2	0
	その他	5	7	5
	計	37	40	32
合計	86	80	62	

労働基準関係法令の周知取組

☑「初歩から学ぶ労働基準法講座」の開催

事業場における法違反を未然に防ぐことを目的に、事業主や企業の労務管理担当者等を対象として、労働基準法関係法令の初歩的な項目について説明する講座を開催した。

今年度は、開催場所も工夫し、大阪市内以外でも開催した。さらに第3回目からは、働き方改革の科目を加え、内容を拡充した。

「第1回初歩から学ぶ労働基準法講座」

- 平成29年6月5日
- 計 170人来場
- エルおおさかにて開催

「第2回初歩から学ぶ労働基準法講座」

- 平成29年9月5日
- 計 178人来場
- 高槻市立生涯学習センターにて開催

「初歩から学ぶ労働基準法・働き方改革支援講座」

- 平成29年11月27日
- 計 84人来場
- 大阪商業大学にて開催

初歩から学ぶ労働基準法・働き方改革支援講座

労働基準法をこれから学ぶと考えている方、労働基準法の基本を再確認したい方などを対象に、入門レベルの講座を実施します。また、働き方改革の基本的な考え方や、中小企業の方々に前向きに働き方改革に取り組んでいただくための取組の支援策についても説明します。

日 時：平成29年11月27日（月）
13：30～16：30（開場13:00）

会 場：大阪商業大学 ユニバーシティホール露天
高槻市御前堂町4-1-10
※公共交通機関をご利用ください。

定 員：300名
受 料：無 料

当日の進め方

13:30-13:35	開講挨拶
13:35-14:05	講座①：労働基準法の解説【労働条件の確保編】
14:05-14:35	講座②：労働基準法の解説【労働時間編】
14:35-15:05	講座③：労働基準法の解説【労働条件の確保・解雇編】
15:05-15:15	休 息
15:15-15:45	講座④：労働基準法の解説【罰則等・労災有給休暇編】
15:45-16:10	講座⑤：働き方改革の取組【働き方改革の取組】
16:10-16:30	講座⑥：働き方改革に向けた中小企業への支援策について

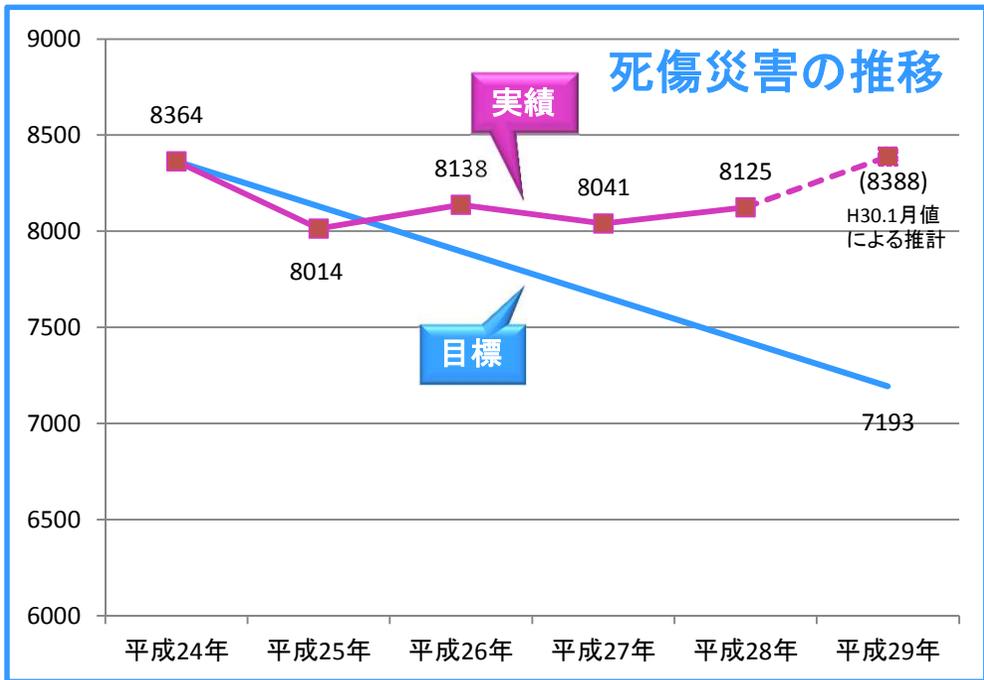
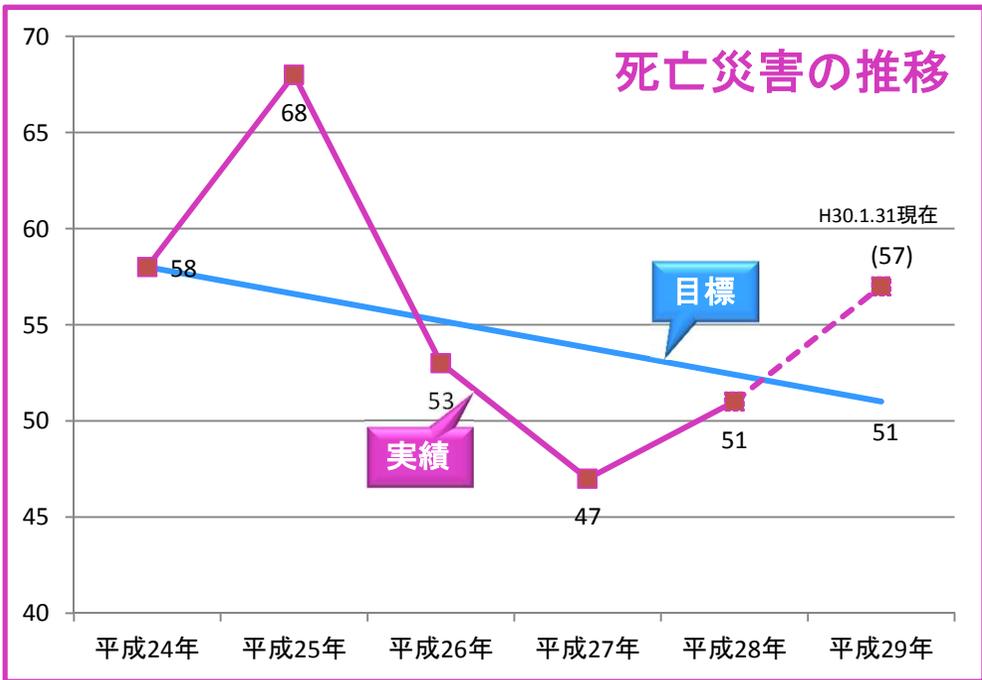
申込方法
下記ホームページよりお申込み下さい。
定員に達し次第、締め切ります。 01コードはこちら→
<https://www.kobe-u.ac.jp/~hr/taiki/2016/11/27/16112701.html>

厚生労働省 大阪労働局



大阪労働局労働災害防止推進計画（第12次防）

【最終年度】



目標(死亡災害)

平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による**死亡者の数**を12%以上減少させること

平成27年には目標を達成し、翌28年は目標と同数であった。しかし、最終年の平成29年は、前半の死亡災害の急増が影響し、目標達成には至らなかった。

目標(死傷災害)

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による**死傷者の数**を14%以上減少させること

平成27年まではほぼ横ばいであったが、平成29年は平成24年とほぼ同数となる見込であり、目標達成には到底及ばない。

死亡災害急増に対する取組 《平成29年に入り死亡災害の増加が著しく、4月以降も増加傾向が継続していた》

① 「STOP！墜落災害 命綱GOキャンペーン」の実施

労働基準部長通達「死亡災害防止緊急対策について」(H29.4.13)を発出し、本省指示で健康課が展開する「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」と連携したリーフレットを作成し積極的に広報するとともに、**建設現場の指導等に係る計画を前倒し**して実施した。

② 働き方改革の推進に係る包括連携協定の活用

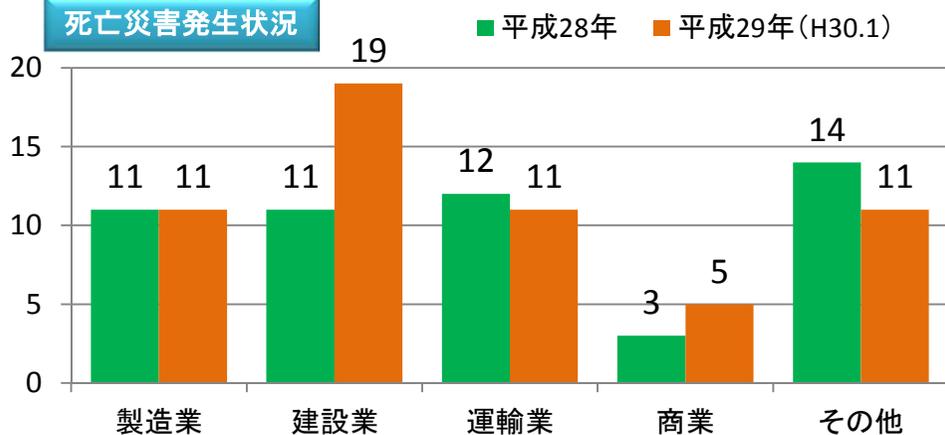
大阪信用金庫と結ばれた働き方改革の推進に係る包括連携協定を活用し、同金庫の**73店舗に設置された140台のモニター**に、建設業以外でも懸念される墜落・転落災害防止に関する**動きのある画像の放映**を依頼、死亡災害急増を広くアナウンスした。

③ 一斉監督(緊急立入調査)の実施

新名神高速道路工事現場での死亡災害の発生を契機として、新名神高速道路工事現場を含む墜落・転落災害懸念現場に対し一斉監督・個別指導を実施した。7月3日から7月20日の間で**232現場に立入り**、8月1日、結果を取りまとめ公表した。

46.1%の現場で法令違反を確認(新名神現場では22.7%)。元請から下請への指導不足に関する違反が、法令違反の85%(91件)を占め最多。

死亡災害発生状況



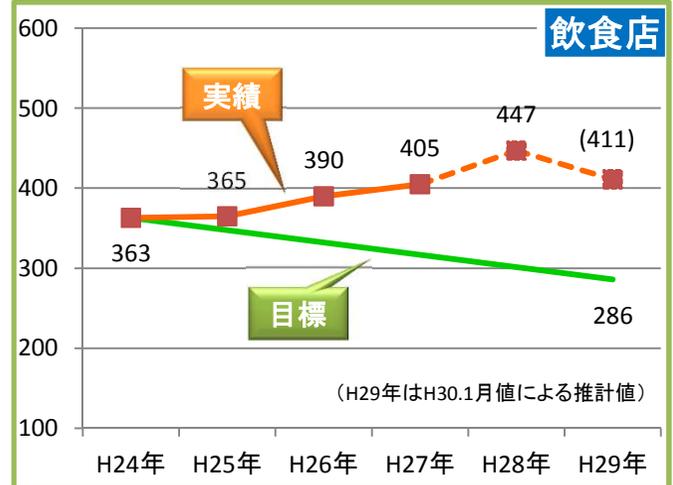
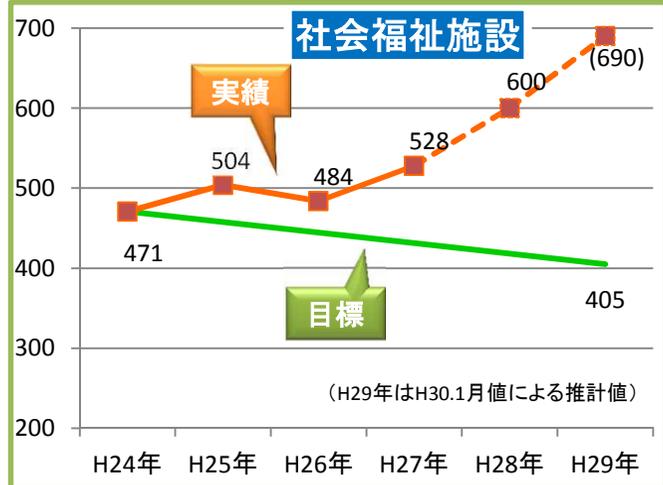
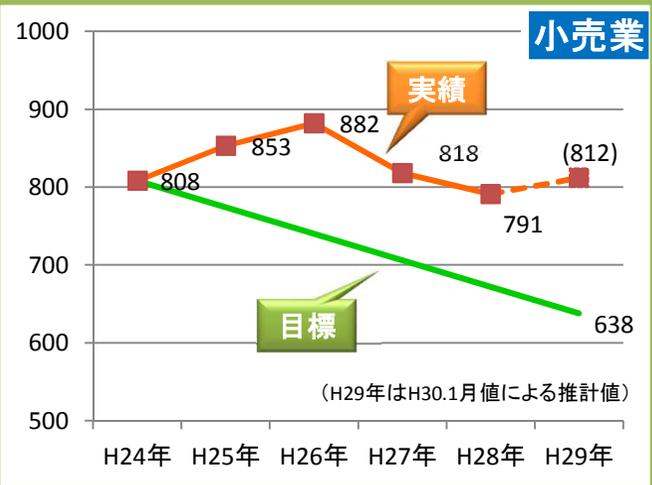
	平成28年	平成29年(H30.1)
製造業	11	11
建設業	11	19
運輸業	12	11
商業	3	5
その他	14	11
全産業	51	57

◆ ①②③の対策を講じ、急増には一定の歯止めがかかったものの、建設業が前年比7割以上増加し、業種全体として14%の増加となった。

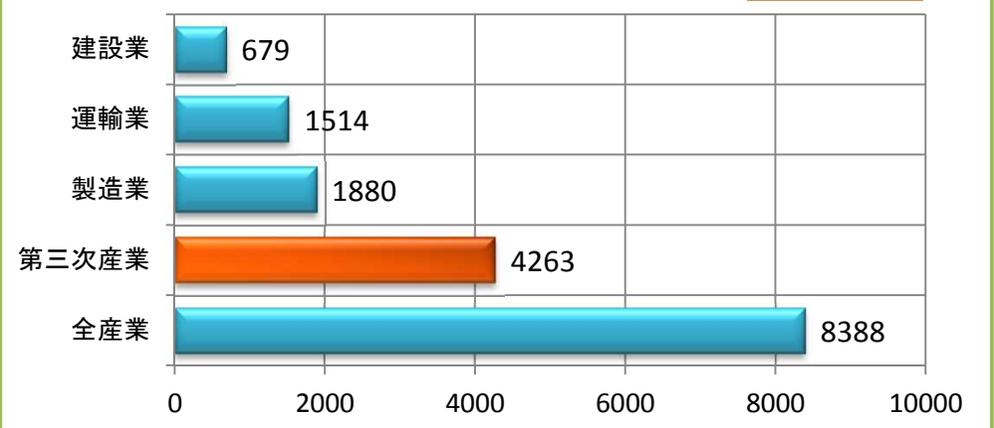
◆ 今後も、状況に応じ、時機を逸せず対応することとする。

労働災害件数を減少させるための重点業種

◆ 重点対象業種 【小売業】 【社会福祉施設】 【飲食店】

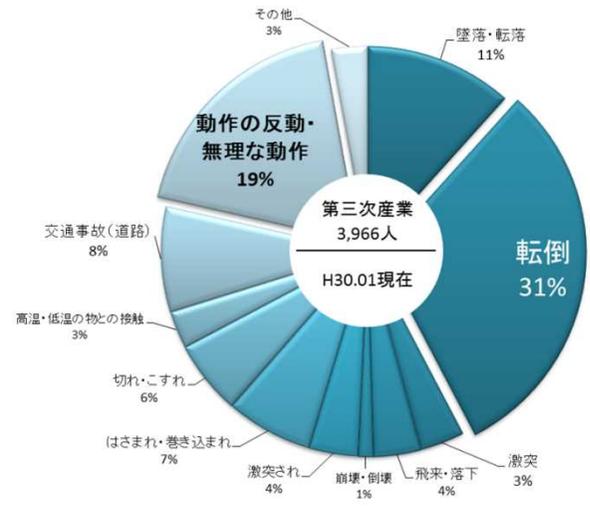


死傷災害発生状況(平成29年業種別・大阪) [推計値]



全体に占める「第三次産業」の割合は年々高くなっており、全体の半数を超える。

第三次産業 事故の型別【平成29年】(H30.01現在)



◆ 労働災害発生件数の減少のためには、「第三次産業」の「転倒災害」を防止することが必須であり、様々な手法を用い、啓発、指導を図っているが、現在のところ大きな成果は見えておらず、引き続き対策が必要である。

第三次産業に対する取組

《平成29年度の取組》

◆ 重点対象業種 ○ 小売業 ○ 社会福祉施設 ○ 飲食店

- ◆ 多店舗展開企業の**本社10社を局長ほか幹部が直接訪問**し、要請を行った。(小売業:5社、飲食店3社、社会福祉施設2社)
- ◆ 災害が多発している多店舗展開企業を招集する**連絡会議を継続的に開催**した。(H29.3.9 H29.7.19 H29.10.18)
- ◆ 要請先以外の災害が多い企業(7社)を招集し、災害防止対策等の情報を共有した。(H29.10.24)
- ◆ 大阪労働局管下の13の労働基準監督署が管轄区域内の大規模商業施設の管理組織を訪問し、**テナントへの災害防止指導**を直接要請するとともに、施設**バックヤード**に、転倒災害防止等に係るポスター等の掲示を依頼した。
- ◆ 休業4日以上労働災害を発生させた第三次産業全事業場に対し、「労働災害防止のための**自主点検等報告書**」の提出を要請した。

《取り組んだ結果》

- ◆ **局長ほか幹部が直接訪問**し要請した多店舗展開企業からは、災害防止計画が提出され、発生件数が減少するなど、一定の成果がみられた。
- ◆ 3回に亘って開催した**多店舗展開企業の連絡会議**では、参加各社から対策事例をはじめ、安全の見える化事例など他社の参考となる情報が共有された。
- ◆ 大規模商業施設のひとつであるデパート(百貨店)を集めた**大阪百貨店協議会**(平成26年度から)は、今年度で当初計画していた行事は終了したが、参加各社の要望もあり、運営方法を一部変更した上で継続して開催することとなった。

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の展開

平成25年度から、**大阪労働局労働災害防止推進計画**の期間に合わせ、**安全の見える化**の普及促進を図り、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ることを目的に、“**見ること「気づき」から「考動」へ**”をスローガンに「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」を展開した。

◆「安全の見える化」事例集

- 監督署・災防団体による収集事例約800から選考した84の好事例を1冊にまとめた「安全の見える化」事例集を作成・普及促進
- その他、リーフレット、パンフレットに収集した事例を掲載



◆ 命綱GO活動(いのちつなごうかつどう)

- 建設業での墜落・転落災害の防止を図るため、安全帯の使用・点検を柱とした「命綱GO活動」をゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として展開
- 今年度3年目を迎え、現場への調査の結果、82%が「命綱GO活動」を認知



◆ パネル展示

- 「安全の見える化」事例パネルを大阪中央労働総合会館（大阪



中央署)の1階で常設展示(3か月ごとに更新)

◆ ゼロ災・大阪「安全見える化運動」推進大会の開催

- 平成29年7月3日 ● 530人 参加
- エル・おおさか(大阪府立労働センター)エル・シアターにて開催



◆ ゼロ災ロゴマーク

- 「ゼロ災・〇〇(府県)」のロゴマークを近畿ブロック各労働局で共有し、広域にわたる広報活動に活用



平成30年度からの《労働災害防止運動》

「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」は今年度をもって終了し、平成30年度から始まる**大阪労働局第13次労働災害防止推進計画**の期間に合わせ、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として「**リスク“ゼロ”大阪推進運動**」を展開することとしている。

事業場における治療と職業生活の両立支援

◆目標

疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法をまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を積極的に周知します。

◆「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の周知

- 「働き方改革セミナー」（8月3日開催400名参加、12月15日開催75名参加）
- 「大阪職場の健康づくりフォーラム」（10月3日開催450名参加）
- その他の取組 大阪府医師会「大阪府医ニュース」に記事掲載

◆「大阪府地域両立支援推進チーム」の立ち上げ

- 第1回 推進チーム会議（7月19日開催）
- 構成員
 - ・日本労働組合総連合会 大阪府連合会
 - ・関西経済連合会
 - ・大阪労働基準連合会
 - ・大阪府医師会
 - ・労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター
 - ・大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ
 - ・大阪府立病院機構大阪国際がんセンター がん相談支援センター
 - ・労働者健康安全機構大阪労災病院 治療就労両立支援センター
 - ・日本医療社会福祉協会（大阪府立病院機構大阪国際がんセンター）がん相談支援センター
 - ・日本産業カウンセラー協会 関西支部
 - ・大阪府社会保険労務士会
 - ・日本キャリア開発協会（三井住友海上火災保険株式会社）キャリアコンサルタント
 - ・健康経営アドバイザー（エイチ・アール・エム・オフィス社会保険労務士法人）
 - ・大阪労働局

◆大阪労働局（大阪地域両立支援推進チーム）における取組

推進チームにおいては、以下の事項について意見交換等を行いました。

- 事業者向けリーフレット及び労働者向けリーフレットの作成
- 両立支援ガイドラインやリーフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- 大阪府産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- 「治療と職業生活の両立支援セミナー」の開催（2月22日）など

「病気の治療と仕事の両立」

【背景等について】

- 1 患者に関する就労の現状
 - ・日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾患を抱えながら働いている。
- 2 課題
 - ・病気休暇制度のある企業割合は、22.4%となっている。（常用雇用者30名以上の企業）
 - ・病気休暇からの復帰プログラムのある企業割合は、11.5%となっている。（常用雇用者50名以上の企業）
 - ・時間単位年休制度がある企業割合は、16.2%となっている。（常用雇用者30名以上の企業）
 - ・医療機関の就労支援機能が不足している。（例えば、「がん診療連携拠点病院」での相談支援体制は、38%しかないこと。）

治療と仕事の両立支援イメージキャラクター



「ちりょうさ」

説明：

スーツを着たウサギのキャラクターです。両耳を「ちりょう」「しごと」のフキダシに見立て、両立すべきものが明確に伝わることを意図しています。軽やかに歩いている姿で、「治療と仕事を両立」することによる前向きな気持ち、より働きやすい職業生活へと一歩ずつ着実に進んでいくイメージを表現しています。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

◆目標

職場における化学物質管理の推進のため、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とします。

◆化学物質のリスクアセスメントの義務化（平成29年3月1日時点・663物質）

- 改正内容の周知（説明会開催）
平成29年8月30日、9月14日、9月20日（113名出席）
- 【ラベルでアクション】運動の展開
GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施
- 製造者等に対する指導
安全衛生水準に応じた指導（指導票の交付、助言等）

◆まとめ

【義務対象物質】	ラベル表示	99.3%	SDS交付	99.5%
【努力義務対象物質】	ラベル表示	74.0%	SDS交付	70.9%

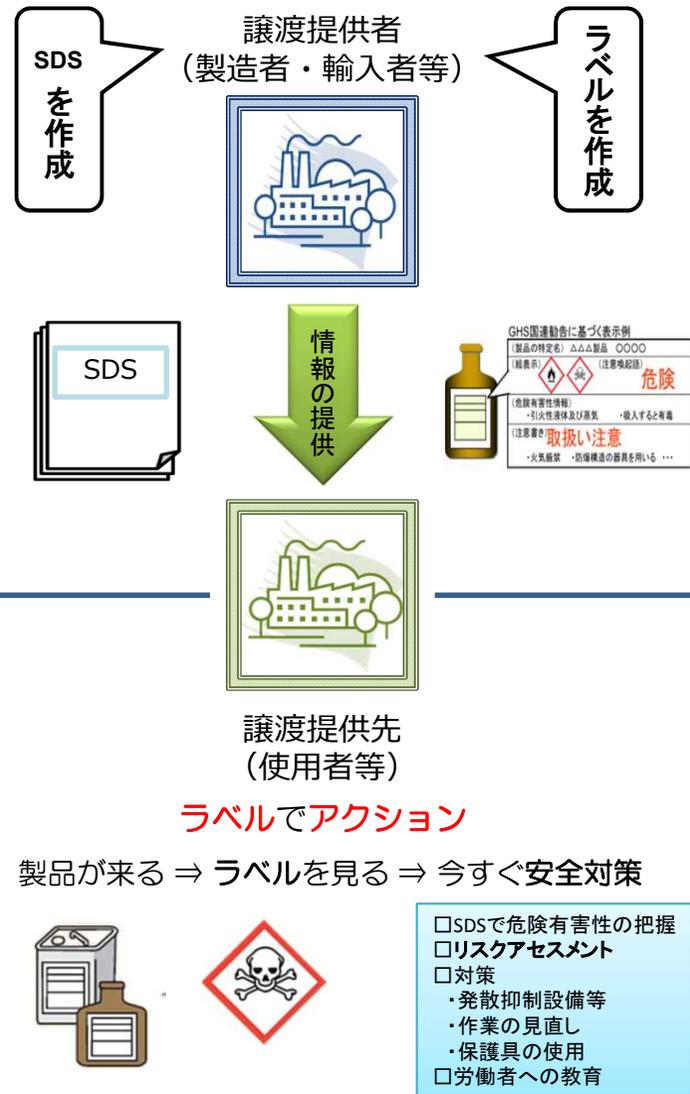
※「義務物質」については目標を大きく上回ったが、「努力義務物質」については達成に至らなかった。

◆特定の吸入性有機粉じんによる肺疾患の調査等

- 「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物（粉体）」の取扱事業場の肺疾患発生状況や健康診断結果調査
- 取り扱っている労働者に対する胸部X線の有所見者に対する精密検査及び若年労働者に対する胸部エックス線検査の受診等の指導

◆石綿（アスベスト）による健康障害予防対策

- 自治体との連携
- 工事業者や建築物所有者に対する指導の徹底
- 石綿等による健康障害の早期発見のため、大阪府医師会と連携した産業医向け研修会の開催（基礎研修12月20日開催 読影実習2月14日開催）



職業性疾病等予防対策の推進

◆目標（腰痛）

腰痛の業務上疾病に占める割合が大阪では、依然として高い状況で推移しているため、死傷者数を前年に比べて10%以上減少させます。

◆取組状況（腰痛）

- 社会福祉施設、陸上貨物運送事業、全産業の各業種向けの啓発用リーフレットを作成し、周知。
- 腰痛発生件数の多い社会福祉施設、小売業に対しては、「第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）対策」に併せ、また、陸上貨物運送事業に対しては「陸上貨物運送事業対策」に併せてそれぞれの業種に適した腰痛予防対策を指導。

◆まとめ（腰痛）

- 平成29年12月末現在の発生件数は、速報値であるものの318件であり、前年に比べ約11.0%の減少。

◆目標（熱中症）

熱中症予防キャンペーン期間中(5月1日～9月30日)、早い時期から予防に取り組むことや「体調が悪いです」と上司に伝えやすい職場・現場環境の実現を図れるよう説明会や指導等を実施します。

◆取組状況（熱中症）

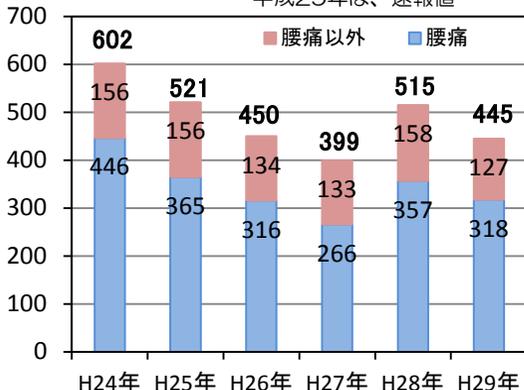
- 早い時期からの取組を周知。
報道機関への発表 4/20
新聞・雑誌等への掲載 6/1、7/1、8/11
- STOP！熱中症クールワークキャンペーンの展開。
- 熱中症予防対策セミナーの開催：大阪産業保健総合支援センターと共催（5/23、6/9、6/19、7/6）

◆まとめ（熱中症）

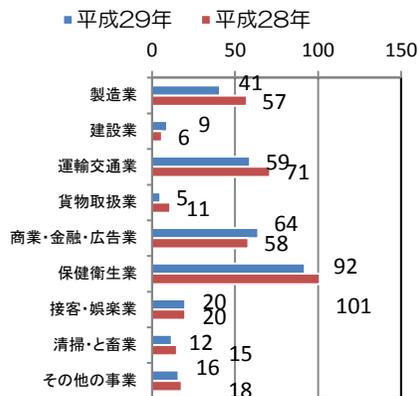
- 事業場に対し、暑熱な環境になる前から計画的に熱中症対策を講じるよう指導した。平成29年12月末速報値で27件の発生。

業務上疾病に占める腰痛の推移（大阪）

平成29年は、速報値



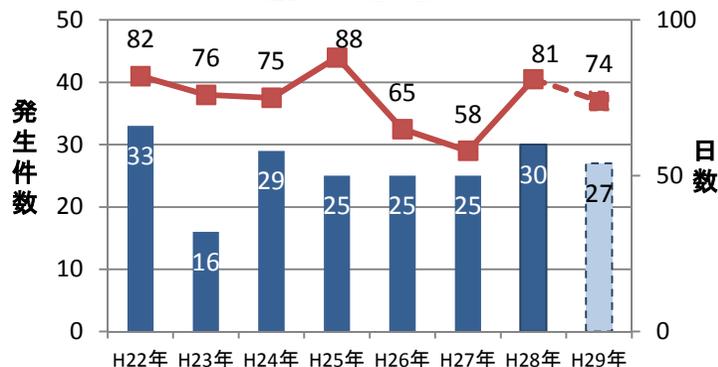
業種別腰痛災害発生状況 前年同期比較（速報値）



熱中症の発生件数と真夏日の日数（大阪市）

発生件数（休業4日以上） 真夏日（30℃以上）

平成29年は、速報値



1 大阪局の給付種類別保険給付状況（平成28年度）

	療養（補償）給付	休業（補償）給付	障害（補償）給付	遺族（補償）給付	葬祭料	介護（補償）給付	年金等給付	合計	新規
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	受給者数
計（業災）	203,012	29,440	1,566	47	196	3090	91,310	328,661	38,267
計（通災）	59,969	6,775	411	1	22	1,086	14,522	82,786	7,932
合計	262,981	36,215	1,977	48	218	4,176	105,832	411,447	46,199
全国（業災）	2,913,441	513,635	16,491	812	2,752	42,819	1,221,985	4,711,935	551,267
全国（通災）	507,136	57,325	2,611	81	241	10,171	159,591	737,156	75,251
全国（計）	3,420,577	570,960	19,102	893	2,993	52,990	1,381,576	5,449,091	626,518

2 迅速・適正な労災補償の実施

- ・ 過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害事案）の請求件数は依然として高水準で推移している。
- ・ 過労死等事案の事務処理にあたっては、監督・安全衛生担当部署への情報提供を確実に実施するとともに、認定基準等に基づく迅速・適正な処理を一層推進する。
- ・ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行う。

3 石綿関連疾患に係る補償（救済）制度の更なる周知の徹底

- ・ 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表している（全国）。
 ※平成17年7月の第1回公表以来、平成28年度分で延べ12,324事業場を公表している。
- ・ 石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求等の一層の促進を図っていく。

【雇用失業情勢を踏まえた職業紹介業務の推進】

職業安定の分野

【人材不足分野等における人材確保等の総合的な推進】

介護分野



〔雇用管理改善セミナー〕

介護事業者を対象として、介護労働に関する作業部会での成果を説明するとともに、雇用管理改善に資するセミナーを実施。

平成29年12月～平成30年1月
大阪府内6カ所で開催 参加者数 39名

保育分野



〔保育士就職面接会・説明会〕

毎年有効求人倍率が上昇する11～1月を中心として就職面接会、合同説明会やセミナーを実施。

開催回数 8回 参加者数 147名

福祉・建設・警備・運輸分野



〔高等学校での業界説明会〕

大阪東所における人材確保支援の一つとして、福祉・建設・警備・運輸の業界団体を一堂に集め、高等学校の1年生を対象として各分野における業界説明会を実施。

平成30年2月1日開催
参加者数 112名

介護分野



〔介護就職フェスタ〕

厚生労働省推薦、介護をテーマにした映画「ケアニン」の上映を中心に、介護職の業界研究につながるセミナーや職業訓練の説明を行い、介護職への就職意欲を喚起しました。

平成30年2月17日開催
参加者数 64名

介護分野



〔介護就職デイ〕

11月11日「介護の日」前後2週間を中心として、府内全ハローワークで就職面接会及びセミナー等を実施。

○就職面接会の実績
開催回数 22回
参加事業所数 97社
参加者数 431名
就職件数 88件
(平成30年1月末時点)

福祉・建設・警備・運輸分野



〔業界特別相談会〕
(大阪東所)

人材確保対策コーナーにおいて、建設・警備・運輸業界の業界団体を招き、業界特別相談会を実施。

○業界特別相談会の実績
開催回数 5回
参加者数 20名
(平成30年1月末時点)

【地方自治体との連携による就職支援】

【雇用対策協定の取組】

～雇用対策協定の締結状況～

- 大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、吹田市、寝屋川市、柏原市の1府6市と雇用対策協定を締結
- 地域のニーズに合わせて、協定に基づく各種取組を実施

＜東大阪市＞

東大阪市との協定事業としてモノづくり産業への就職を支援するため、女性を対象とした就職応援セミナー等を開催

来場者： 41人

＜柏原市＞

柏原市・八尾市との連携事業として地元就職を支援するための合同面接会を開催

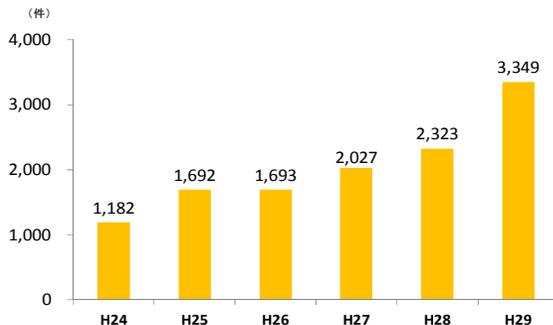
参加企業： 21社
参加者： 68人

大阪府との新たな雇用対策協定

大阪府とは、これまでの職業訓練に関する雇用対策協定に加え、連携をより一層強化して、大阪地域の雇用問題に総合的に取り組むための新たな雇用対策協定を締結する予定

【一体的実施の取組】

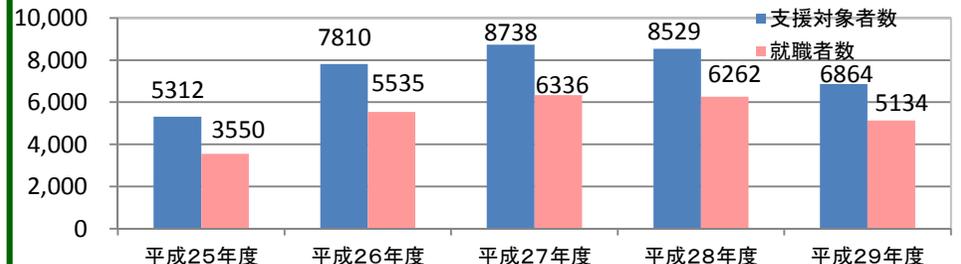
- 大阪府、大阪市、堺市、寝屋川市、柏原市と7拠点で実施
- ハローワークコーナーによる紹介就職件数（生活保護常設窓口を除く）
平成30年1月末現在 3,349件（目標進捗率114.7%）



大阪府との一体的実施施設

【生活保護受給者等に対する就労支援】

- 地方自治体との連携により生活保護受給者等に対する常設の職業相談窓口を自治体福祉事務所に設置
⇒ 計21箇所
H25年度：10箇所 H26年度：4箇所
H27年度：4箇所 H28年度：1箇所
H29年度：2箇所
- 支援対象者数・就職者数ともに高水準を維持
H30年1月末現在
生活保護受給者等就労自立促進事業
就職者数：5,134人



【若年者に対する雇用対策の推進】

【新規学卒者に対する就職支援の取組】

○平成30年3月卒業予定者の就職内定率
 新規高卒者(平成30年1月末現在)
 【大阪】92.4% (前年同期差1.5ポイント増)
 新規大卒者等(12月1日現在)
 【近畿】87.5% (前年同期差0.5ポイント増)

○大阪新卒応援ハローワーク
 施設に企業説明会用ブース(R.M.B:レギュラーマッチングブース)を設置し、企業説明会を実施。拡大R. M. Bでは、様々な業界の複数の企業が集まる合同企業説明会として定期的に開催。

○世界一・日本一合同企業説明会の開催
 大阪が誇る世界一・日本一・世界初・日本初・オンリーワン等の技術やシェア、独自製品を持つ企業21社が集まるプレミアムな業界研究・企業イベントを開催。

○学卒ジョブサポーター支援による正社員就職決定数
 目標: 14,837人 実績: 13,933人(平成30年1月末現在)
 進捗率: 93.9%



拡大R. M. B第9弾「事務職編」



前回開催時の様子

○ユースエール認定企業 認定11社(平成30年1月末現在)
 引き続き制度の周知を図り、若者の適職選択を促進するとともに、企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

【フリーターに対する正社員就職支援の取組】

○「大阪わかものハローワーク」「あべのわかものハローワーク」の2ヶ所のわかものハローワークと各ハローワークの「わかもの支援窓口」において、担当者制による個別支援を中心としたフリーターに対する就職支援を実施。

グループ支援の取組

「わかハロ就活クラブ」(大阪わかものハローワーク)
 「わかもの就活倶楽部」(あべの・わかものハローワーク)
 「就職」という同じ目標を持った仲間が集まり、グループワークを通じて、情報交換やコミュニケーション能力の向上を図る。

「わかハロサークル」
 特にコミュニケーションに不安を抱える若年者を対象にGATB(厚生労働省編一般職業適性検査)を実施。8人の少人数制で、自己理解を深め、自分に合った職業選択を目指す。



わかハロサークル

就職面接会等各種イベントの実施



あべわか会社説明会
 参加企業数 4社 参加者数 51人

【女性に対する雇用対策の推進】

職業安定の分野

○マザーズハローワーク事業の推進

- マザーズハローワーク【難波・堺】
- マザーズコーナー
【梅田、淀川、布施、千里、藤井寺、泉大津、枚方、高槻】

重点支援対象者(※)数 4,738人
 重点支援対象者(※)の就職率 91.5%
 (※)子育てをしながら就職を希望する者等 平成30年1月末現在

マザーズハローワーク
 子育てと働きを両立するための専門的ハローワーク

◆事前相談・面接までおなれらしい就職活動をサポートします！
 ◆託児付きセミナー（マザーズ向け）を毎月開催
 近所さんどうして情報交換もしていただけます。

ではこんぞ「あなた」の通社をサポートします

子育てと両立しやすい求人を知りたい！
 自分らしい応募書類を作りたい！
 出産・子育てのプランが不安…、就職するためにまず何をすればいいのを知りたい！
 正社員で働きたい！

マザーズハローワーク	マザーズコーナー
大阪マザーズハローワーク 大阪府東淀川区東中津 1-1-1 (阪神淀川駅北口徒歩4分) 平日10:00~18:00 土10:00~18:00 【11月～12月(年末年始除く)】 TEL:06-7668-1098	ハローワーク難波 TEL:06-6444-8608 ハローワーク堺 TEL:06-6302-4771 ハローワーク高槻 TEL:06-6789-4381 ハローワーク枚方 TEL:06-6288-7811 ハローワーク泉大津 TEL:0728-82-8181 ハローワーク藤井寺 TEL:0728-955-2570 ハローワーク枚方 TEL:0728-841-3888 ハローワーク布施 TEL:0728-854-1338 ハローワーク千里 TEL:0728-854-1338

ホームページ <http://osaka-hellowork.jp/kanran/mothers.html>



ハローワーク淀川マザーズコーナー(H29.4設置)

大阪マザーズハローワーク×ハローワークプラザ難波 「事業所内保育所がある企業～タクシードライバーフェア」開催

あたらしい仕事と出会う
 ～事業所内保育所がある企業～
Taxi Driver Fair
 ～タクシードライバーフェア～

2017.9/21(木) 11:30~15:00

南大福第一交通株式会社
 ●社宅と子育ての両立を支援する企業
 (ハローワーク企業登録中！)
 ●事業所の後援が2017年7月OPEN!

ブース案内

- 面接会ブース: 多くの人と直接して不安を解消しましょう！
- お茶ブース: 女性タクシードライバーの本音を聞いてみよう！
- 遊ぶブース: かなり盛り！子どもドライバー写真撮影、お茶のなごりゲーム、おしゃべりゲーム、おしゃべりゲーム、おしゃべりゲーム



【面接会ブース】
参加事業所: 1社



【遊ぶブース】

参加者 8人
うち採用者 2人

○大阪新卒応援ハローワーク セミナー「私らしい働き方とキャリアプラン」 「女性活躍・両立支援を推進する企業の合同企業説明会」の開催

大阪新卒応援ハローワークで合同企業説明会
拡大 RMB 新企画
 女性活躍・両立支援を推進する企業 編
 2017年10月6日(金) 13:30~17:30 (受付開始12:50)

参加企業 12社(予定)

女性の活躍における活躍を推進する取組や、企業に才力と成長のための支援を推進する企業が集ります。特別「知りたかった」企業の能力を再発見しましょう！

場 所: 大阪新卒応援ハローワークイベントルーム
 対象者: 2017年3月～4月に大学(短大・専大・専門学校)を卒業する学生と、就職活動中の学生(求職中)

大阪新卒応援ハローワーク セミナー
 就職前に考えませんか?
私らしい働き方とキャリアプラン

講師: 船越 伴子 氏
 船越 伴子 氏
 船越 伴子 氏
 船越 伴子 氏

日時: 2017年10月6日(金) 11:00~12:00 (受付開始10:30)
 場所: 大阪新卒応援ハローワークイベントルーム
 対象: 大学(短大・専大・専門学校)の在学生と卒業後3年以内の方(定員50名)

【セミナー】
参加者 11人

【説明会】
参加事業所数 12社
参加者 84人

○女性活躍応援コーナー

ハローワークプラザ難波内に「女性活躍応援コーナー」を設置(H28.1.12)

【障害者・高年齢者雇用対策の推進】

職業安定の分野

【障害者の雇用対策】

○平成30年4月1日から 障害者法定雇用率が 2.0% から 2.2% に引き上げとなります

【精神障害者雇用促進キャンペーンを実施】

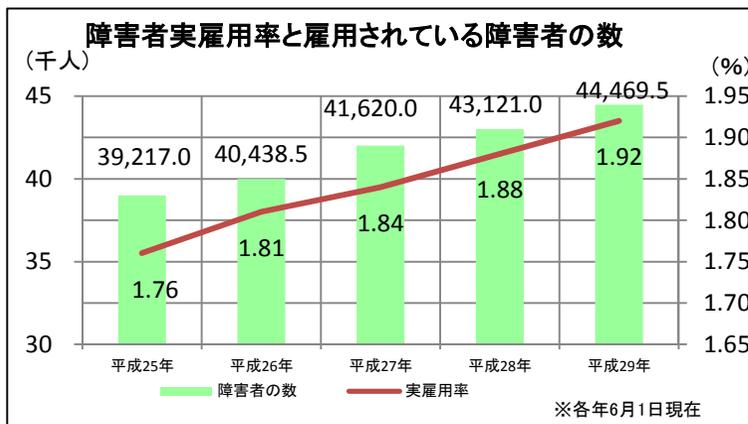


大阪労働局と大阪府による 経済団体への要請



精神障害者の雇用に積極的に 取り組む企業への訪問

○民間企業に雇用されている障害者の数は、14年連続 過去最高を更新(平成29年度・・44,469.5人)



○精神・発達障害者の 職場定着推進事業

【精神・発達障害者 しごとサポーター養成講座の開催】

(平成30年1月末現在)

集合講座 9回
出前講座 11回
参加者数 1,327名



【高年齢者の雇用対策】

○生涯現役支援窓口の設置

・増加傾向にある65歳以上の高年齢者への就職支援を 重点的に実施

・「生涯現役支援窓口」を府内6か所に設置し、担当者制 による再就職支援や各種ガイダンス等を実施

・平成30年度は府内全ハローワークに「生涯現役支援 窓口」を設置予定

○高年齢者が応募しやすい求人情報の提供

各ハローワークでは「高年齢者が応募しやすい求人」を 確保した場合、求人情報提供パソコンに検索ボタンを設定 し、求人情報の提供に努めている

求人情報提供パソコン 画面イメージ



前回開催時の様子

○いきいきシニア就職面接会

55歳以上の求職者を対象に就職面接会を開催 平成30年3月6日(火)

参加企業数: 30社

【外国人雇用対策の推進】

○外国人留学生就職面接会2017

平成29年11月15日開催

OMMビル2階展示ホールA・B

参加企業63社 参加留学生462名

内定者56名 (H30.1.31現在)



外国人留学生就職面接会2017の様子

【参考】外国人留学生就職面接会2016

参加企業39社 参加留学生391名 内定者44名

○関空就職フェア2018

平成30年1月26日開催

スターゲートホテル関西エアポート4階鳳の間

外国人留学生就職面接会(泉州地域初)を同時開催

参加企業20社

(うち留学生の採用に
積極的な企業5社)

参加人数109名

(留学生34名)



関空就職フェア2018の様子

○留学生ビジネスインターンシップ

H29年(夏期) 受入企業22社 参加留学生47名

【職業訓練を活用した就職支援】

○職業訓練コース説明会の開催

平成29年10月31日、あべのハルカスにて

大阪南・中河内ブロック訓練コース説明会を開催。

参加校: 12校 来場者数: 124名



【職業訓練コース説明会の様子】



○「ものづくりの魅力って何だ?! セミナー」同時開催

女性にも「ものづくり」をより具体的にイメージして、興味を持っていただくためのセミナーを開催。

ものづくり分野の魅力や経験談等、空調設備現場の第一線で活躍されていた大阪府立南大阪高等職業技術専門校の女性指導員が女性目線で「ものづくり」の魅力を発信。

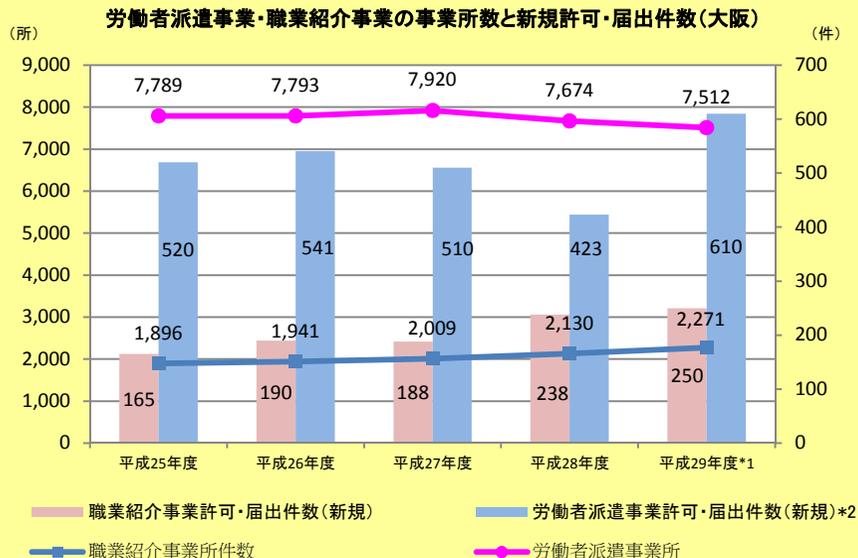
参加者: 38名



【セミナーの様子】

労働力需給調整事業の適正な運営の確保

ア 許可申請・届出事業者及び派遣労働者への法制度の周知徹底



*1 平成29年度は、平成30年1月末現在の数値である
*2 平成27年9月法改正により届出制が廃止されすべて許可制となる

①特定労働者派遣事業から許可制の労働者派遣事業への切替説明会(4月～1月)
30回 705人

②許可申請・届出受理後説明会(4月～1月)
労働者派遣事業 22回 661事業所
(前年同期 20回 455事業所)
職業紹介事業 20回 326事業所
(前年同期 20回 381事業所)

③労働者派遣セミナー(4月～1月)
12回 207人(前年同期 13回 272人)

④業界団体等への講師派遣状況(4月～1月)
9団体 11回 392人(前年同期 7団体 8回 602人)

⑤派遣先・改正職業安定法セミナー(11月)
1回 1,123人

⑥職業紹介事業者等を対象とした改正職業安定法セミナー(12月)
3回 358人

イ 許可申請・届出に対する適切な調査確認

●新規事業説明会(4～1月)
労働者派遣事業 10回 95人(前年同期 10回 108人)
職業紹介事業 10回 119人(前年同期 10回 82人)

ウ 労働者派遣法、職業安定法等の遵守徹底

①指導監督の状況

		平成29年度(4月～1月)	前年度同期
職業紹介事業(個別指導)		110件	146件
労働者派遣事業 (個別指導)	派遣元	535件	536件
	派遣先	38件	37件
請負関係事業(個別指導)		109件	104件

②行政処分の実績(次ページに掲載)

エ 派遣労働者に対する積極的な支援等

- 派遣労働者からの苦情・相談(4~12月) * 四半期毎に集計
502件(前年同期 491件)
※指導監督が必要な事案についてはできる限り早期に全て対応

オ 派遣労働者に関する均等・均衡待遇の確保に向けた取組

- 派遣労働に関する作業部会
大阪働き方改革推進会議において策定された基本方針に基づき、派遣労働者に関する均等・均衡待遇の確保に向けた取組推進のため、平成29年6月20日、第1回作業部会を開催。

平成29年度大阪労働局需給調整事業部 行政処分一覧表(平成30年1月末現在)

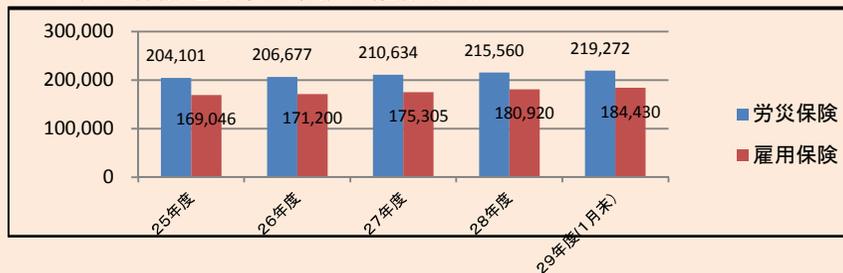
	処分日	処分内容	処分理由	備考
特定労働者 派遣事業主 A社	平成29年8月28日	労働者派遣事業停止命令 (2カ月)及び労働者派遣 事業改善命令	次の①②の法違反を行っていることが明らかになったため。 ①複数の派遣先に対して、常時雇用される労働者以外の労働者を少なくとも2,374人日派遣し、労働者派遣事業を行った。 ②特定労働者派遣事業を行う事業所として本店のみ届出していたが、他府県に所在する営業所で必要な届出を行うことなく、労働者を少なくとも延べ9,105人日派遣し、労働者派遣事業を行った。	
特定労働者 派遣事業主 B社	平成29年12月4日	労働者派遣事業停止命令 (1カ月)及び労働者派遣 事業改善命令	請負契約と称するC社との供給契約に基づき労働者派遣事業者5社からB社に派遣された207名を、少なくとも1,487人日C社の指揮命令を受けて労働に従事させ、法定の除外事由なく労働者供給事業を行った。	

【労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況】

労働保険未手続事業一掃対策の推進

平成29年度労働保険適用促進計画に基づき、局・署・所が一体となって取組を実施

● 労働保険適用事業場数の推移(大阪)



● 対策の取組実績

	平成29年度 (30年1月末)	平成28年度 (29年1月末)	平成28年度
手続指導による 自主成立	1,074件	1,034件	1,208件
職権による成立 (自主成立を拒んだもの)	17件	12件	31件 (全国第1位)

労働保険料の収納率の維持・向上

労働保険料の適正徴収を期するため、実効ある滞納整理を実施

- 年度別労働保険料収納率(大阪)
収納率は、徴収決定額に占める収納額の割合です。

	平成29年度 (30年1月末)	平成28年度	平成27年度
徴収決定額	2,089億円	2,383億円	2,688億円
収納額	1,530億円	2,352億円	2,652億円
収納率 ()は全国	73.26% (73.21%)	98.71% (98.61%)	98.67% (98.54%)

(参考)	平成30年1月末	平成29年1月末	平成28年1月末
徴収決定額	2,089億円	2,376億円	2,681億円
収納額	1,530億円	1,736億円	1,948億円
収納率 ()は全国	73.26% (73.21%)	73.06% (73.08%)	72.68% (72.71%)

- 実効ある滞納整理の実施
複数年にわたり滞納を繰り返している事業主や多額の労働保険料を滞納している事業主等に対しては差押を実施しています。

	平成29年度 (30年1月末)	平成28年度	平成27年度
差押状況	610件	484件	421件

(参考)	平成30年1月末	平成29年1月末	平成28年1月末
差押状況	610件	421件	323件